

## 火葬許可証の再発行及び納骨手順

### 1 春日井市に死亡届を提出している場合

- 尾張東部聖苑で火葬した場合（昭和 55 年 9 月以降）
  - ① 尾張東部聖苑で「火葬執行済証明書」（2 枚）を取得する。  
※ 詳細については、尾張東部聖苑にお問い合わせください。
  - ② 「火葬執行済証明書」（1 枚）を、春日井市役所戸籍住民課へ持参し、「火葬許可証」を再発行してもらう。  
※ 詳細については、春日井市役所戸籍住民課にお問い合わせください。
  - ③ 再発行された「火葬許可証」、手元に残った「火葬執行済証明書」（1 枚）及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。
  
- 春日井市火葬場で火葬した場合（昭和 55 年 8 月まで）
  - ① 春日井市役所戸籍住民課で「証明書」を取得する。  
「火葬許可証に代わる証明書が欲しい」旨春日井市役所戸籍住民課に申し出てください。  
※ 詳細については、春日井市役所戸籍住民課にお問い合わせください。
  - ② 発行された「証明書」及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。
  
- 上記以外の火葬場（八事火葬場等）で火葬した場合
  - ① 火葬場で「火葬証明書」を取得する。  
※詳細については、各火葬場にお問い合わせください。
  - ② 春日井市役所戸籍住民課に「火葬証明書」を持参し、「火葬許可証」を再発行してもらう。
  - ③ 再発行された「火葬許可証」及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

### 2 春日井市以外に死亡届を提出している場合

死亡届を提出した市区町村に、火葬許可証の再発行の方法についてお問い合わせください。

問い合わせ先

潮見坂平和公園管理事務所（月曜休） 0568-84-4444

尾張東部聖苑（不定休） 0568-83-5001

春日井市役所戸籍住民課 0568-85-6138